

# 令和8年度 野田市第3子以降の学校給食費無償化制度について

多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、下記要件に該当する第3子以降の義務教育期間における学校給食費について令和8年4月分から令和9年3月分を無償化します。

令和8年度は中学生のみ対象となります。

## 無償化の対象となる要件

令和8年度は、以下の①から③を全て満たしている保護者が対象となります。

なお、無償化となるのは扶養している子のうち、年齢が上から数えて第3番目以降の子の学校給食費となります。

- ① 平成26年(2014)年4月1日以前に生まれた子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、上から3番目以降の子が野田市立中学校で給食の提供を受けている。
- ③ 生活保護・就学援助制度等（就学奨励費を除く）で学校給食費の支援を受けていない。
- ④ 学校給食費の滞納が無い。（完納後に申請をお願いします。）

例) 令和8年4月から就職される兄弟姉妹がいる場合、その子は扶養として数えません。

無償化の対象となる児童生徒の例（が無償化の対象者・丸囲み数字が扶養している子等）

	第1子	第2子	第3子	第4子	第3子無償化の対象者
例1	扶養している①	扶養している②	<u>中学生③</u>	<u>中学生④</u>	中学生③・中学生④
例2	扶養している①	扶養している②	<u>中学生③</u>	私立中学生④	中学生③
例3	扶養していない	扶養している①	中学生②	<u>中学生③</u>	中学生③
例4	扶養している①	扶養している②	<u>中学生③</u>	市内小学性	中学生③

## 申請方法

- ① 「野田市第3子以降学校給食費減免申請書」に、記入例を参考に必要事項を記入してください。学年は、**令和8年4月時点の学年**をご記入ください。
- ② 申請書に記載した子のうち、野田市立中学校に在籍している子を除いた全ての子の、有効な健康保険資格情報のわかる書類を添付してください。マイナ保険証の場合は、「マイナポータルから健康保険証情報を印刷して添付してください。詳しくは、添付書類の「マイナポータル操作手順」をご覧ください。マイナンバーカードをお持ちでない方は、資格確認書の写し（コピー）を貼り付けてください。

※なお、4月以降に保険証の内容が変わる見込みのご家庭には、教育委員会から再度確認させていただく場合がありますのでご了承ください。（裏面に続く）

## 令和8年4月から無償化の適用を受ける場合

指定する当初申請期限までに、お子様が通学する学校へ申請書等を提出してください。学校への提出期限は令和8年3月16日（月）です。

学校への提出期限を過ぎた場合、下記期限までに申請書を学校教育課に直接郵送又は持参してください。

令和8年3月27日（金）まで

※現在兄弟姉妹が市内小中学校に通っていない令和8年度新中学1年生の申請につきましては、入学時にご案内します。

## 年度途中の申請について

○当初申請期限（令和8年3月27日）以降に申請書を提出する場合は、学校教育課に直接郵送又は持参してください。申請書が提出された月より無償化の対象となります。

※年度の途中で無償化の要件を新たに全て満たすこととなった場合も同様です。

以下の例に当てはまる場合は、要件を満たせば無償化の対象となる可能性があります。

- 例
- ・市外から転入してきた
  - ・扶養する子が増えた
  - ・就学援助、生活保護の適用を受けられなくなった

## 決定通知

審査の結果を記載した決定通知書は、学校を通してお知らせいたします。

○当初申請分：令和8年5月末

免除された期間の学校給食費は、納付の必要はありません。免除された期間の学校給食費を既に納付済みの場合は、認定月の翌々月を目途に返金します。

## 世帯の状況に変更が生じた場合

決定通知後、世帯の状況に変更が生じた場合（扶養している子の人数に変更があった場合など）は、速やかに野田市学校給食費減免状況変更届（ホームページからダウンロードすることができます。）をご提出ください。（扶養している子が減った場合は、無償化を取り消すことがあります。）

その他、ご不明点等があれば、下記学校教育課までご連絡ください。

お問い合わせ先・申請書等提出先  
〒278-8550 野田市鶴奉7-1  
野田市教育委員会 学校教育課 保健給食係  
電話：04-7199-4766